

発議第 4 号

敵基地攻撃能力保有の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月22日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 小田桐 仙

敵基地攻撃能力保有の中止を求める意見書

岸田首相は就任後初の所信表明演説で、国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画を改定し、「さらなる効果的措置を含むミサイル防衛能力など防衛力の強化に果敢に取り組む」と宣言した。これを受け、内閣の国家安全保障会議は、「いわゆる敵基地攻撃能力の保有を含め、あらゆる選択肢を検討する」ことを確認している。

政府は、集団的自衛権の行使を可能にした安全保障法制の成立を踏まえ、すでにステルス戦闘機を搭載できるようにする大型護衛艦の空母化や、巡航ミサイルの導入などを盛り込み、事実上の敵基地攻撃能力の保有を進めている。

政府が敵基地攻撃能力を本格的に保有しようとするれば大軍拡は必至であり、現在の５兆３千億円に上る軍事費をＧＤＰ比２％以上の２倍に引き上げることを念頭に置いていることは重大である。

日本国憲法第９条は、太平洋戦争の痛苦の反省に基づいて、戦力不保持・交戦権否認を定めており、自衛隊が専守防衛の建前を投げ捨てて、米軍とともに海外の戦争で武力を行使し、敵基地を攻撃する能力を保有することは、憲法理念の明白な逸脱である。軍事と軍事の対決は軍拡競争の悪循環を招き、不測の衝突などから破滅的な戦争を引き起こしかねない。

よって、政府は、日本を「戦争する国」に引き戻すことにつながる敵基地攻撃能力の保有を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２２年３月２２日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
外務大臣	林	芳正	様
防衛大臣	岸	信夫	様
内閣官房長官	松野	博一	様

千葉県流山市議会

発議第 5 号

勤務と勤務の間を十分確保できるよう求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月22日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 光

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

勤務と勤務の間を十分確保できるよう求める意見書

国内でも、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が2019年4月から順次施行され、新たに、勤務間インターバル制度が導入された。

就労条件総合調査（厚生労働省）によると、2020年度の導入状況は、4.2%にとどまり、「2025年までに導入企業の割合を15%以上」という厚生労働省の目標達成が未だ見えていない。

そこで、下記のことを要望する。

記

- 1 制度の目的やメリット、導入に対する現行の助成制度等を改めて周知徹底すること。
 - 2 先進国で導入しているように時間を法令に明記するとともに、少なくとも、厚生労働省が推奨している休息時間の確保に向け、すでに制度導入している企業に対しても、支援を強化すること。
 - 3 中小零細企業でも導入できるよう支援を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年3月22日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
厚生労働大臣	後藤	茂之	様
内閣官房長官	松野	博一	様
経済再生担当大臣	山際	大志郎	様

千葉県流山市議会

発議第 6 号

D V 防止法改正に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 22 日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 小田桐 仙

D V 防 止 法 改 正 に 関 す る 意 見 書

コロナ禍のもと2020年度のDV相談件数は、全国で19万件を超え、前年度の1.6倍となった。しかも10～20代の交際相手からの暴力も、配偶者によるDVと同様に増えるなど、深刻化している。

しかし、実際のDV相談では、「暴言」や「無視」などの精神的DVが6割を超えており、また、経済的DVや望まない性行為などの性的DVも増えている。支援者・支援団体からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正を求める声が高まっている。

そこで、下記のことを要望する。

記

- 1 「保護命令」の発令対象を拡大すること。
- 2 生命等への危機等を回避するため、「保護命令」の発令前でも、加害者にすぐに自宅周辺への接近を禁止するなどの措置を創設すること。
- 3 加害者への住宅退去命令の期限延長や被害者を一時保護する要件の緩和、また民間シェルターへの支援など、DV被害者や子どもへのニーズに沿った切れ目のない支援を強めること。
- 4 加害者更生プログラムの制度化など、加害者更生対策を進めるとともに、公教育に人権・ジェンダー視点に立った包括的性教育を位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年3月22日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
法務大臣	古川	禎久	様
厚生労働大臣	後藤	茂之	様
内閣官房長官	松野	博一	様

千葉県流山市議会

発議第 7 号

校則に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月22日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

校則に関する意見書

学校の校則や制服に生きづらさを感じる生徒が少なくないとして、高校生の団体が校則の合理性や必要性を議論できる場の設置などを求め、今年１月７日文部科学省に意見書を提出した。

意見書では、下着の色の指定や水分補給の禁止といった校則に生徒が苦しんでいる現状があるとし、校則について話し合いの場の設置等を求めている。

当市議会でも、令和３年第１回定例会で「千葉県立高等学校の校則等に関する意見書について」を可決し、生徒らの人権の尊重はもとより、主体性、自主・自律性等を育む教育の重要性を提案してきた。また、文部科学省も昨年６月、各教育委員会に対して理不尽な校則見直しや、生徒・保護者も交えた校則見直しの事例を紹介し、社会常識や時代に合わせて積極的に校則を見直すよう通知した。

そこで政府等関係機関に対し、下記のことを要望する。

記

- 1 生徒同士や教師が校則の必要性や合理性を議論できる場を設置すること。
- 2 理不尽な校則に声を上げられるよう校則を改正するための手順を明文化すること。
- 3 生徒の自認する性が尊重されるよう選択肢のある制服制度とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２２年３月２２日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
文部科学大臣	末松	信介	様
千葉県知事	熊谷	俊人	様

千葉県流山市議会

発議第 8 号

国・県による学校給食費の負担軽減の取り組みを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月22日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 光

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

国・県による学校給食費の負担軽減の取り組みを求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習や児童生徒の発育等とともに学校教育の大きな柱となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期にわたり、かつ変異株の発生等による収束の見通しも不透明なまま、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食費の負担軽減が切に求められている。

実際、昨年3月の千葉県知事選挙でも大きな争点の一つとなり、現知事は「市町村と共同で学校給食無償化に取り組む」と公約を掲げ、県内各市町村でも新たな試みがスタートしている。

市町村の財政余力に配慮しつつ、コロナ禍における保護者の切実な願いに応えるため、負担軽減を国内・県内全ての学校で実現するには、国・県の関与が必要である。

よって、国および千葉県においては、学校給食費の負担軽減に向け、迅速な実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年3月22日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	金子	恭之	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
文部科学大臣	末松	信介	様
千葉県知事	熊谷	俊人	様

千葉県流山市議会

発議第 9 号

県立高等学校における学習用タブレット端末整備に対する公費負担の強化等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月22日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

県立高等学校における学習用タブレット端末整備に対する公費負担の強化等を求める意見書

コロナ禍に加え、新年度からプログラミングなどを学ぶ新たな必修科目「情報Ⅰ」が始まることから、文部科学省はすべての高校生への端末整備を自治体に促している。一方、保護者の端末費用の負担は、都道府県により大きな差が生じている。

NHKの調査（今年１月１１日現在）によれば、全国４７都道府県のうち、「全額公費負担での貸与」は２１府県に対し、千葉県を含め「原則、全額保護者負担」は１８道府県となっている。また、パソコンなどではなくスマートフォンによる代替を認める県もあったほか、新１年生全員の端末整備の見通しが立っていない自治体も６県あった。

千葉県では、困窮世帯への支援策は講じるとしているものの、保護者の負担額は５万円前後が多く、中には９万円台になる端末が推奨されている高校もある。現代社会において、パソコンやタブレット端末は「文房具」のように絶対に必要な学習ツールで、住んでいる場所や保護者の経済状況、さらには自治体における教育に対する優先順位で教育に差が生じてはいけない。

そこで、下記について各関係機関に強く改善の要望を行う。

記

- 1 高校生に対するタブレット端末の貸与について、千葉県の財政力や国の交付金等を積極的に活用し、公費負担の強化等を行い、保護者負担なしにすること。
- 2 コロナ禍も踏まえ、端末の無償貸与対象を最大限確保すること。
- 3 今後、端末の性能向上に伴う経費引き上げを見通し、政府は引き続き財源を確保し、自治体への支援を継続すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

２０２２年３月２２日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県流山市議会